

議案第 58 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条の 2 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条の 2 において「障害児入所施設等」という。）

の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 13 条第 2 項中「児童福祉施設の」を「児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。第 21 条第 1 項において同じ。）の」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第21条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（非常災害対策）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第29条第4項中「。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第67条第3項中「4. 3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児」を「児童」に改め、「につき1人以上、少年おおむね5人」を削る。

第79条第1項中「次に掲げる職員を」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な

機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

第79条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項各号を次のように改める。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員

- (3) 保育士
- (4) 栄養士
- (5) 調理員
- (6) 児童発達支援管理責任者
- (7) 看護職員
- (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員

第88条第3項中「。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第95条第1項中「児童自立支援専門員養成所」及び「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の際現に存する改正前の条例（以下「旧条例」という。）第66条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第67条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に存する旧条例第67条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第67条

第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際現に存する旧条例第79条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新条例第79条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。